

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業 助成金交付要綱

1 通則

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

2 助成金の交付の目的

本要綱に基づく助成は、特定通信・放送事業円滑化法（以下「法」という。）附則第5条第2項第1号に規定する新技術開発施設供用事業及び同項第2号に規定する地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金について、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が予算の範囲内で必要な助成措置を講ずることにより、新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証及び特定電気通信設備の特定の地域の集中の緩和を通じて情報の円滑な流通の促進に寄与することを目的とする。

3 定義

この新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成対象事業 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業に該当する事業者であって、助成金の交付対象となった事業をいう。
- (2) 助成対象事業者 助成対象事業を実施する者をいう。
- (3) 助成対象期間 助成金の交付対象となった期間をいう。

4 交付の対象

機構は、助成対象事業者に対し、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付する。

5 交付選定基準

機構は、助成対象事業者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として行う。

- (1) 実施する事業の内容が次の各要件に該当すること。

事業区分	要件
新技術開発施設供用事業	<p>① 実施体制、事業スケジュール、資金計画等を含めて、事業の実施計画が無理なく効率的に組まれており、事業の確実な実施・運営が見込まれること。</p> <p>② 助成対象期間後も、自立的、持続的に事業を継続することが見込まれること。</p> <p>③ インターネット・オブ・シングス（IoT）の実現に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための設備を整備（拡充、更改を含む。）するものであること。また、この設備を複数の第三者に利用させるものであ</p>

	<p>ること(自ら又はグループ企業等のみが利用するために整備等するものは対象外)。</p> <p>④ 必要に応じて、機構の取組との連携方策を検討すること。</p> <p>⑤ I o T の実現に向けて、中小企業・ベンチャーを含む多様な事業者等の連携・協業が図られるよう配慮すること。</p> <p>⑥ 開発・実証された新たな電気通信技術が、医療、教育、農業など幅広い分野において社会実装され、ユーザーの利便性に繋がること。</p> <p>⑦ 開発・実証された新たな電気通信技術が、新規性、独創性に富んだものであること。</p>
地域特定電気通信設備供用事業	<p>① 実施体制、事業スケジュール、資金計画等を含めて、事業の実施計画が無理なく効率的に組まれており、事業の確実な実施・運営が見込まれること。</p> <p>② 助成対象期間後も、自立的、持続的に事業を継続することが見込まれること。</p> <p>③ 事業を実施しようとする地域が、東京圏以外の区域であり、また、データセンターの均衡的な立地に資するものとなるよう配慮されていること。</p> <p>④ 事業を実施しようとする地域の振興又は整備に関する計画との調和が図られていること。</p> <p>⑤ 事業を実施しようとする地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努めていること。</p> <p>⑥ IPv 6 に対応していること。</p> <p>⑦ セキュリティーに関する技術者が配置されるなどデータセンターの安全・信頼性が確保されていること。</p>

(2) 助成対象事業を行おうとする者が次の要件を満たすこと。

事業区分	内容
新技術開発施設供用事業	<p>①都道府県 ②市町村（一部事業組合又は広域連合を含む。） ③法人格を有する組織 ア 会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社又は持分会社 イ 会社法の施行に伴い関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に基づく特例有限会社 ウ 組合等 (ア) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、共同組合連合会及び企業組合 (イ) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合</p>

	<p>(ウ) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所</p> <p>(エ) 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び商工会連合会</p> <p>(オ) 商店街振興法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会</p> <p>(カ) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会</p> <p>(キ) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく水産業協同組合</p> <p>(ク) 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会</p> <p>(ケ) その他機構が適当と認める法人</p> <p>エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>オ その他機構が適当と認める法人</p>
地域特定電気通信設備供用事業	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者

6 助成対象経費

助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、当該助成対象事業を行うために必要な経費のうち、以下に掲げる経費とする。

ただし、

- ・ 保険料、保証料、保守料（機構が別に定めるものを除く。）、交付決定以前の経費又は公的資金の使途として社会通念上、不適切と機構が判断する経費を除く。
- ・ 重複して国の公的な補助金等の交付を受けることは認められない。

事業区分	費用項目	内容
新技術開発施設供用事業	I 設備費	<p>①電気通信設備（サーバ、ルータ、スイッチ、回線設備、電源設備など）の取得に要する経費</p> <p>②電気通信設備以外の設備（電波計測器、電波暗室、電波吸収パネルなど）の取得に要する経費</p> <p>③①・②を設置するための建物その他工作物の取得に要する経費（注1）</p>
	II その他経費（注2）	<p>①コンサルティング経費（助成対象事業の実施に必要な情報を得る等のための委託費・外注費）</p> <p>②システム構築費（助成対象事業の実施に必要なシステムの開発・設計に係る委託費・外注費）</p> <p>③その他諸経費（人件費、印刷製本費、会</p>

		議費など)
		(注1) 「I-③」のみを他人の利用に供するものは対象外とする。 (注2) 「II」の経費のみを計上するものは対象外とする。
地域特定電気通信設備供用事業	I 設備費	<p>以下の電気通信設備の取得に要する経費</p> <p>① サーバ（専ら他人（自ら（完全支配関係のある者を含む。）以外の者）の通信の用に供するものであること。） ② ルータ・スイッチ ③ 電源装置 ④ その他の電気通信設備（LANケーブルなど）</p> <p>ただし、②～④は①と同時に設置するものに限る。</p> <p>また、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項の対象となる電気通信設備（専ら首都直下地震緊急対策区域内のデータセンターのバックアップの用に供するサーバ、ルータ・スイッチ、電源装置）を除く。</p>

7 助成金の額

助成金の額は、次の表の左欄に掲げる事業区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とする。この場合において、助成金の額に1千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

事業区分	額
新技術開発施設供用事業	助成対象経費の額の2分の1に相当する額と20百万円のいずれか少ない額
地域特定電気通信設備供用事業	<p>以下の事業類型ごとに、助成対象経費の額の2分の1に相当する額とそれぞれ定める額のいずれか少ない額</p> <p>(1) 着工日が申請日以降であるデータセンターに設置する設備を供用する事業又は特に必要と認められた事業 20百万円</p> <p>(2) (1)以外の事業 10百万円</p> <p>(注) 一の事業者（完全支配関係にある者を含む。）が年度内に複数回の助成を受ける場合の当該年度内の助成総額の上限額は20百万円とする。ただし、(2)の事業のみを行うものの上限額は10百万円とする。</p>

8 助成金の交付申請

- (1) 助成対象事業を行おうとする者が助成金の交付を受けようとするときは、様式1の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付申請書を機構に提出しなければならない。
- (2) 本項(1)の助成金の交付申請を行う者は、当該助成金に係る消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについてはこの限りではない。

9 交付の決定及び通知

- (1) 機構は、前項の申請があったときは、機構内に設置された学識経験者等からなる評価委員会の審査結果を参考として、助成金の交付又は不交付を決定する。
- (2) 機構は、本項(1)の助成金の交付の決定をしたときは、様式2の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。
- (3) 機構は、本項(2)の交付決定の通知に際して、必要に応じて助成金の交付に係る事項につき条件を付することができる。
- (4) 機構は、本項(1)の助成金の申請に対し不交付の決定をしたときは、様式3の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金不交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。

10 申請の取下げ

- (1) 前項(2)の交付決定通知を受けた者であつて、当該通知書に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、助成金の申請を取り下げることができる。
- (2) 本項(1)の規定に基づき助成金の交付の申請の取下げをしようとする者は、前項の通知書が交付された日から20日以内に機構に様式4の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付申請取下申請書を提出しなければならない。
- (3) 本項(2)の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとする。

11 計画変更等の承認

- (1) 助成対象事業者は、助成対象経費の額を変更しようとするとき又は助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、様式5の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
ただし、助成対象経費の額の変更を伴わない軽微な事項については、この限りではない。
- (2) 機構は、本項(1)の承認をしたときは様式2の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付決定通知書を準用して申請者に通知するものとする。機構は、当該承認の通知に際して必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- (3) 助成対象事業者は、助成対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、様式6の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業中止（又は廃止）承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

12 財産管理・帳簿の記載

- (1) 助成対象事業者は、助成金によって取得した設備等（以下「取得財産」という。

-)については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 助成対象事業者は、助成対象事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならぬ。
- (3) 助成対象事業者は、本項(2)の帳簿及び証拠書類を助成対象事業の終了日又は廃止の承認があった日から5年間保管しなければならぬ。

1 3 処分等の制限

助成対象事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上※の機械、器具その他の財産を、助成対象となった事業の終了後において、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保供与しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。ただし、別紙に掲げる処分を制限する財産について当該処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

※ 昭和46年5月12日付蔵計第1618号「補助金等適正化法第22条の規定に基づく同法施行令第13条第4号により各省庁の長が定める機械及び重要な器具の範囲について」(別添)を準用するもの。

1 4 事故報告

助成対象事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式7の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業事故報告書を機構に提出して、その指示を受けなければならない。

1 5 状況報告

助成対象事業者は、機構の要求があったときは、助成対象事業の遂行状況及び収支の状況について様式8の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業遂行状況報告書により、機構に報告しなければならない。

1 6 実績報告

助成対象事業者は、助成対象事業が終了したとき又は第11項(3)の規定による助成対象事業の廃止の承認を受けたときは、様式9の新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業実績報告書を作成し、終了若しくは廃止の承認日から30日を経過した日又は当該事業年度末のいずれか早い日までに、機構に提出しなければならない。

1 7 助成金の額の確定等

- (1) 機構は、前項の規定による実績報告書の内容を審査し、必要に応じて実地検査等を行い、その報告に係る事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、助成対象事業の終了の認定を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象事業者に通知するとする。
- (2) 本項(1)の交付すべき助成金の確定額は、第9項(1)の規定により機構が交付の決定を行った助成金の額(第11項(2)の規定により当該交付決定の内容が変更された場合には変更後の助成金の額)を超えてはならない。

1 8 助成金の支払い

助成金は、前項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

ただし、機構が必要あると認めるときは、概算払いをすることができる。

1 9 助成金の交付の決定の取消し

- (1) 機構は、第11項(3)の規定により助成対象事業の中止又は廃止の承認をするときは、当該助成対象事業に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 機構は、助成対象事業の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この助成金交付要綱の規定に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (3) 本項(2)の規定は、第17項の規定に基づく交付すべき助成金の額確定があった後においても適用があるものとする。

2 0 助成金の返還等

- (1) 機構は、前項の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- (2) 機構は、第17項の規定に基づき交付する助成金の額の確定をした場合において、既にその額を超える額の助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。
- (3) 助成対象事業者は、前項(2)の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消されたことにより本項(1)の助成金の返還請求の通知を受けるときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき助成金の額につき、年利10.95%※の割合で計算した加算金を加えて返還しなければならない。
- (4) 助成対象事業は、返還すべき助成金及び加算金を期日までに納付しなかったときは、その未納に係る期間に応じて、年利10.95%※の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

※ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）第19条で規定する利率を準用するもの。

2 1 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、機構が別にこれを定める。

様式1（第8項関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
助成金交付申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒
氏名 (団体の場合には、団体名及び代表者氏名) 印
(電話番号、e-mail アドレス)

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）第8項(1)の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

助成金の交付を申請するに当たって、法令及び助成金交付要綱の規定に違反する行為は行わないことを確約します。

記

- 1 助成対象事業の名称 (外部に公表できる表現とすること。)
- 2 助成対象事業の種類 (新技術開発施設供用事業・地域特定電気通信設備供用事業の別)
- 3 助成対象事業の概要 (実施しようとする事業の内容について簡素に記載すること。また、外部に公表できる表現とすること。)
- 4 助成対象経費の額 (単位は千円とすること。)
- 5 助成金交付申請額 (単位は千円とすること。)
- 6 助成対象事業の実績報告書提出予定日

添付書類

- 1 申請者概要説明書等
- 2 助成対象事業の内容等説明資料
- 3 助成対象経費等説明書
- 4 助成対象経費積算表
- 5 交付選定基準対応説明書
- 6 各種証明書 等

以上

様式2（第9項(2)関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
助成金交付決定通知書

令和　年　月　日

殿

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長

貴殿から令和　年　月　日付けで申請のあった 新技術開発施設供用事業
地域特定電気通信設備供用事
(注) 業について、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱
(以下「助成金交付要綱」という。) 第9項(2)の規定により、下記のとおり助成金を交
付することが決定したので通知します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成金の額
- 3 助成対象経費の額及びその内容（その内訳を含む。）
- 4 助成金交付要綱第10項の規定より助成対象事業の内容が変更された場合、助成金の額は
別に通知するところによる
- 5 助成金交付の決定に際して付する条件
- 6 助成金の額の確定に関する事項
- 7 事業の実施に当たっては、その他助成金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

以上

(注) 事業区分で不要の文字は、削除すること。

様式3（第9項(4)関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
助成金不交付決定通知書

令和 年 月 日

殿

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長

貴殿から令和 年 月 日付けで申請のあった 新技術開発施設供用事業
地域特定電気通信設備供用事
^(注)業については、下記の理由により交付できませんので、新技術開発施設供用事業及び地域
特定電気通信設備供用助成金交付要綱第9項(4)により通知します。

記

- 1 申請事業の名称
- 2 助成金不交付決定理由

以上

(注) 事業区分で不要の文字は、削除すること。

様式4（第10項(2)関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
助成金交付申請取下申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 ツ

氏名 (団体の場合には、団体名及び代表者氏名) 印
(電話番号、e-mailアドレス)

令和 年 月 日付けで助成金交付決定の通知を受けた 地域特定電気通信設
新技術開発施設供用
事業^(注)の助成金交付申請について、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設
備供用事業
備供用事業助成金交付要綱第10項(2)の規定により、下記のとおり取り下げます。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成金交付申請取下げ理由

以上

(注) 事業区分で不要の文字は、削除すること。

様式5（第11項(1)関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
計画変更承認申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 ツ

氏名 (団体の場合には、団体名及び代表者氏名) 印
(電話番号、e-mailアドレス)

令和 年 月 日付で助成金交付決定の通知を受けた 新技術開発施設供用
事業 (注) 地域特定電気通信設
備供用事業 について、下記のとおり事業の一部を変更したので、新技術開発施設供用事業
及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱第11項(1)の規定により、下記のと
おり承認申請します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更を必要とする理由
- 4 計画変更が助成対象事業に及ぼす影響
- 5 計画変更後の助成対象経費の額（その内訳及び算出基礎を含む。新旧対比のこと。）

以上

(注) 事業区分で不要の文字は、削除すること。

様式6（第11項(3)関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
中止（又は廃止）承認申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所〒

氏名（団体の場合には、団体名及び代表者氏名）印
(電話番号、e-mailアドレス)

令和 年 月 日付で助成金交付決定の通知を受けた 新技術開発施設供用
事業^(注) 地域特定電気通信設
備供用事業の中止（又は廃止）について、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信
設備供用事業助成金交付要綱第11項(3)の規定により、下記のとおり承認申請します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成対象事業を中止（又は廃止）する理由
- 3 現在までの事業進捗状況
- 4 中止後（又は廃止後）の措置（中止しようとする場合は、再開の見通しを含む。）

以上

（注）事業区分で不要の文字は、削除すること。

様式7（第14項関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
事故報告書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所〒

氏名 (団体の場合には、団体名及び代表者氏名) 印
(電話番号、e-mailアドレス)

令和 年 月 日付けで助成金交付決定の通知を受けた 新技術開発施設供用
事業 (注) の事故について、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
助成金交付要綱第14項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 事故の内容及び原因
- 3 助成対象事業の現在の進捗状況
- 4 事故に対して取った措置
- 5 助成対象事業の遂行及び完了の予定

以上

(注) 事業区分で不要の文字は、削除すること。

様式8（第15項関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
遂行状況報告書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 ツ

氏名 (団体の場合には、団体名及び代表者氏名) 印
(電話番号、e-mailアドレス)

新技術開発施設供用
令和 年 月 日付けで助成金交付決定の通知を受けた 地域特定電気通信設
事業^(注)の遂行状況及び収支状況について、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気
備供用事業
通信設備供用事業助成金交付要綱第15項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成対象事業の遂行状況
- 3 助成対象事業の収支状況

	事業の実施に必要な資金	助成対象経費	助成金申請予定額
計画（交付申請時）			
実績（遂行状況報告時）			

以上

(注) 事業区分で不要の文字は、削除すること。

様式9（第16項関係）

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業
実績報告書

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 ツ

氏名 (団体の場合には、団体名及び代表者氏名) 印
(電話番号、e-mailアドレス)

令和 年 月 日付で助成金交付決定の通知を受けた 新技術開発施設供用
事業 (注) 地域特定電気通信設
について、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金
備供用事業 交付要綱第16項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成対象経費の実績額
- 3 助成申請額

添付書類

- 1 新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業実績概要報告書
- 2 経費ファイル一覧
- 3 助成対象経費支出総括表

以上

(注) 事業区分で不要の文字は、削除すること。

(別添)

補助金等適正化法第22条の規定に基づく同法施行令第13条第4号により各省各庁の長が定める機械及び重要な器具の範囲について（昭和46年5月12日蔵計第1618号）

「補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具とする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価500千円未満の機械であって、補助金等の交付の目的を達成するために特に必要ないと認められるものは、この限りでない。」（補助金等適正化中央連絡協議会での取り決め）